

長野県教育委員会訓令第9号

県立盲学校
県立ろう学校
県立養護学校

長野県立特殊学校校務処理規程（昭和55年長野県教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正します。

平成15年7月31日

長野県教育委員会

題名を次のように改める。

長野県立盲学校・ろう学校・養護学校校務処理規程

自律教育課

正 誤

平成15年6月30日付け長野県議会規則第2号「長野県議会傍聴規則の一部を改正する規則」中

ページ 行（箇所）

26 16、17、18

誤

「（傍聴人の遵守事項） を
第11条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の各号に掲げる に
事項を遵守しなければならない。 」

正

「（傍聴人の遵守事項）
第11条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の各号に掲げる に
事項を遵守しなければならない。 」